

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 100-0004

(ふりがな) (とうきょうと ちよたく おおてまち)

住所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(ふりがな) (みついぶっさんかぶしきがいしゃ)

氏名 三井物産株式会社

(代表者 代表取締役社長 槍田 松瑩)

ユビキタス事業部

クロスメディアマーケティング事業室

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以上

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
13頁	28行－32行	<p>第2章 実現する放送</p> <p>「全国向けマルチメディア放送」(以下「全国向け放送」という。),「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」(以下「地方ブロック向け放送」という。),「デジタル新型コミュニティ放送」(以下「新型コミュニティ放送」という。)の三つのタイプの放送(以下これらを総称して「マルチメディア放送」という。)の実現が適当であると考えた。</p>	<p>マルチメディア放送においては、周波数帯により「全国向け」と「地方ブロック向け」に区別されるが、共にマルチメディア放送として同様の技術仕様及び機能を用いたサービスの提供が可能である。</p> <p>従い、「全国向けマルチメディア放送」に対し、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」との記載は「地方ブロック向けマルチメディア放送」と修正されるのが望ましい。</p>
21頁	1行－26行	<p>第3章 周波数の割当て</p> <p>2 割当て周波数の検討</p> <p>(3)V-LOW、V-HIGHの割当ての考え方</p> <p>マルチメディア放送に割り当てることが可能な周波数帯域は、「90－108MHz」(VHFのローバンド。以下「V-LOW」という。)及び「207.5－222MHz」(VHFのハイバンド。以下「V-HIGH」という。)とされている。</p> <p>V-LOWは、V-HIGHと比較すると、電波の波長が長く建物等への回り込みやすさに優れているが、他方、受信用アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある(注1)ほか、スプラディックE層による混信(注2)の悪影響を受け易いとされている。</p>	<p>携帯電話は今後の技術開発により、V-LOWアンテナ問題は解決される可能性があり、「受信アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある」との記載、及び注1の記載は修正されるのが望ましい。</p> <p>マルチメディア放送においては、特に携帯電話端末における今後の技術開発を支援頂き、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が共に同一端末で視聴できる環境を整備して頂きたい。</p>

(注1) 本懇談会での携帯電話端末メーカーへのヒアリングによれば、現時点の見通しとして、携帯電話端末にV-HIGHに対応するアンテナを内蔵することは可能であるが、V-LOWについては困難であることから、V-LOWに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。

(注2) 「スプラディックE層」とは、地上約100～150km上空に突発的に生じる電離層であり、V-LOWの電波をよく反射することから、混信障害を引き起こすとされている。

「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」を、V-LOW、V-HIGHのどちらで実現すべきかについては、

- ・ 「全国向け放送」は、主に携帯電話端末での受信を前提とした、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定され、現時点で参入を希望している事業者も基本的にはそのように考えていることから、携帯電話端末へのアンテナの内蔵が可能と見込まれる周波数帯域を割り当てるのが適切であること、

- ・ 「地方ブロック向け放送」を希望している多くの事業者は、V-LOWの使用を前提としていること

- ・ 「地方ブロック向け放送」は、地方ごとに異なる複数のチャンネルに分けて用いることが必要であるため、「全国向け放送」よりも多くの周波数帯域幅を必要とすること

といった状況にある。

こうしたことから、「全国向け放送」についてはV-HIGHを、「地方ブロック向け放送」についてはV-LOWを割り当てるのが適当である。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
29頁	1行～13行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>イ ハード事業</p> <p>③競争の促進</p> <p>複数のハード事業者とすると競争が促進され、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上が期待される。これに対して、1のハード事業者とするとこうした効果は期待できないが、一定のカバー率の確保のため、例えば「世帯カバー率を90%以上とする」といったことを事業参入の際の条件とすること等は可能である。</p> <p>以上を踏まえると、全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当である。</p> <p>他方、サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で参入を検討している事業者はハード事業者が複数(二重投資)となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる(注)。</p>	<p>ハード(インフラ)の整備については、事業者間において技術方式が同じ場合には、V-HIGHでの全国向けマルチメディア放送サービスのハード事業者にV-LOWでのハード整備も(任意でなく)義務付けることが望ましい。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30頁	8行～21行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>2 参入規律</p> <p>ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>この点、マルチメディア放送については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。 <p>また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている(注)。</p> <p>これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般に想定し難い。</p> <p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となるように措置することが考えられる。</p>	<p>マルチメディア放送の視聴端末において、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が共に視聴できる様、また、端末開発に支障無き様、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」のハード事業者を同時期に決定すること配慮して頂きたい。</p> <p>(2011年後半のサービス開始が可能となる様、端末メーカーの開発リードタイムが十分に確保出来る時期までに「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」のハード事業者を決定する様配慮願いたい。)</p> <p>「全国向け放送」におけるソフト事業者は、特定の事業者が寡占しないように、最大割当は一事業者あたり6MHz程度として頂きたい。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30頁	25行－36行	<p>第4章 制度の在り方 2 参入規律 エ NHKのノウハウ等の活用</p> <p>マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</p> <p>具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考えられる。</p> <p>ただし、こうした枠組みを超え、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。</p>	<p>マルチメディア放送におけるハード事業のコスト負担は大きい為、コスト軽減のためにも、NHKのインフラ設備は、マルチメディア放送のハード事業者への開放を義務付けることを望む。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
31頁	16行-28行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>ア 放送局に係る表現の自由享有基準の意義</p> <p>(イ) マルチメディア放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送は、希少性の高い地上放送の周波数を用いること等から、参入できる事業者が一定数に限られる一方、一定の社会的影響力を有することが考えられる。</p> <p>このため、マルチメディア放送についても、放送局に係る表現の自由享有基準を適用することが必要である。</p> <p>具体的な適用の在り方については、放送メディアの特性に応じた規律をしている現行制度を踏まえつつ、地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」については、前述のとおり、1の事業者が複数のブロックで参入することを認める場合には、そのような参入形態が可能となるよう措置することが適当である。</p>	<p>新しい市場となる携帯マルチメディア放送市場を円滑に立ち上げる観点から、既存の放送メディアに対するマスメディア集中排除の枠組みとは分離し、出資比率に相当程度の自由度を持たせることを望む。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
37頁	13行～35行	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>3 事業規律</p> <p>イ 事業規律</p> <p>(ウ) ソフト事業者とハード事業者の間の規律</p> <p>マルチメディア放送については、前述のとおり、いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とすることが考えられるが、この場合、ハード事業者によるソフト事業者に対する役務の提供条件がソフト事業者間で不公平なものであると、ソフト事業者間の公正な競争が阻害され、利用者の利益を害することが懸念される。</p> <p>特に、マルチメディア放送は、「ハード・ソフト分離」におけるハード整備のインセンティブ確保のため、ハード事業者は一定の範囲でソフト事業者となれるようにすることが考えられるが、この場合には、ハード事業者であるソフト事業者については「ハード」と「ソフト」間の取引等が存在せず、こうした懸念は一層大きなものとなる。</p> <p>この点、現行放送法では、受委託制度(注)において、受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務を課すとともに、 	<p>ハード・ソフト分離制度は、事業参入の多様性を確保されるものとして賛同致します。</p> <p>ハード・ソフト分離を実行する際は、現行の衛星放送に導入されている制度同様に、ハード事業者のみならず、ソフト事業者にも放送事業者免許を交付する、若しくは免許に準ずる認定を受け自主的に編集できる環境作りに配慮して頂きたい。また、ソフト事業者の選定基準について早目に指針を決めて頂きたい。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 総務大臣は、その内容について、<ul style="list-style-type: none">－ 差別的取扱いをすること－ 責任に関する事項を明確にしていないこと－ 不当な義務を課すものであること <p>に該当する場合には、変更命令ができることとされている。</p> <p>マルチメディア放送については、こうした規律を踏まえつつ、例えば、ハード・ソフトが一体である事業者について、ハード事業とソフト事業の部内取引の透明性を確保すること等の追加的な措置を講ずることを含め、十分に検討することが必要である。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--